

【資料2】

鹿児島海区
漁業調整委員会資料
令和7年8月21日

【議題2】

漁業権の免許及び変更等について（諮問）

水振第377号
令和7年8月21日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長様

鹿児島県知事

漁業権の免許及び変更等について(諮問)

令和7年5月30日付で鹿児島海区漁場計画の一部を変更し、免許の内容たるべき事項等を公示したところ、別紙のとおり漁業権の免許及び変更の申請がありましたので、漁業法(昭和24年法律第267号)第70条及び第86条第2項並びに第76条第3項で準用する第70条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、漁業権の条件について、別紙のとおり変更したいので、併せて貴委員会の意見を求めます。

令和7年8月
水産振興課

漁業権の免許及び変更等について

1 漁業権の免許及び変更の申請について

(1) 漁業権の免許

①鹿特区魚第105号・第106号（係留施設の更新に伴う漁場再編のため）
申請者：ねじめ漁業協同組合
住所：鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南1104番地
内容：別添免許内容のとおり

②鹿特区み第1号（藻類（みりん類）養殖のため）
申請者：東町漁業協同組合
住所：鹿児島県出水郡長島町鷹栖1769番地1
内容：別添免許内容のとおり

(2) 漁業権の変更

鹿特区魚第5号～7号（赤潮避難漁場の変更（周年化））
申請者：東町漁業協同組合
住所：鹿児島県出水郡長島町鷹栖1769番地1
内容：別添免許内容のとおり

2 免許の要件について

(1) 免許についての適格性（漁業法第72条第2項第2号）

関係地区において年間90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯うち組合員の割合が2/3以上
東町漁協：275人/275人（100%）
ねじめ漁協：41人/41人（100%）

(2) 漁業権の取得又は変更に係る総会決議状況（水産業協同組合法第50条）

特別議決事項（正組合員が半数以上出席し、出席者の2/3以上が賛成）
東町漁協：総会出席状況 272人/337人 決議状況 272人/272人
(取得、変更同一数)
ねじめ漁協：総会出席状況 48人/51人 決議状況 48人/48人

3 条件の変更について 【漁業権者】

上記漁業権の免許及び変更に伴い、魚類養殖におけるいけす（8m×8m）の台数の最高限度を調整するため、以下のとおり条件を変更する。

(1) 鹿特区魚第3号から第7号 【東町漁協】

- ・第3号（出水郡長島町獅子島柏栗地先）：

10台 (但し、4月1日から12月31日の間は4台) → 4台 (6台減)

- ・第4号（出水郡長島町獅子島幣串前島地先）：

371台 (但し、4月1日から12月31日の間は248台)

→ 鹿特区魚第5・6・7号と合わせて377台 (※)

- ・第5号（出水郡長島町獅子島赤瀬地先）：

47台 → 鹿特区魚第4号、第6・7号と合わせて377台 (※)

- ・第6号（出水郡長島町獅子島鶴瀬地先）：

49台 → 鹿特区魚第4・5号、第7号と合わせて377台 (※)

- ・第7号（出水郡長島町獅子島片側南長瀬地先）：

33台 → 鹿特区魚第4・5・6号と合わせて377台 (※)

(※6台増)

(2) 鹿特区魚第95号から第97号 【ねじめ漁協】

- ・第95号（肝属郡南大隅町根占川南北部瀬脇地先）：

26台 → 鹿特区魚第105号と合わせて20台 (6台減)

- ・第96号（肝属郡南大隅町根占川南瀬脇地先）：

鹿特区魚第94号と合わせて36台

→ 鹿特区魚第94号、第97号、第106号と合わせて132台 (※)

- ・第97号（肝属郡南大隅町根占川南瀬脇南部地先）：

90台 → 鹿特区魚第94号、第96号、第106号と合わせて132台 (※)

(※6台増)

4 今後のスケジュール

10月1日 漁業権の免許又は変更及び漁業権行使規則認可

漁業権の条件変更に係る指令書の発出

漁業権行使開始

1 鹿児島海区

(2) 区画漁業

ア 魚類養殖業

漁 場 番 号	漁 業 の 種 類 個別漁業権 又 は 団体漁業権 の 別	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件 いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度	関係 地区
鹿 特 区 魚 第 5 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く) 小割 式養殖業	1月1日 4月1日 から 12 月 31 日	出水郡長 島町獅子 島赤瀬地 先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点工, 点才, 点力及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 14' 54" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 12' 43" 点ウ N 32° 15' 01" E 130° 12' 41" 点工 N 32° 15' 01" E 130° 12' 38" 点才 N 32° 15' 14" E 130° 12' 43" 点力 N 32° 15' 12" E 130° 12' 34"</p>	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第4 号, 鹿 特区魚 第6号 及び鹿 特区魚 第7号 と合わ せて3 77台 47台
鹿 特 区 魚 第 6 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く) 小割 式養殖業	1月1日 4月1日 から 12 月 31 日	出水郡長 島町獅子 島鵜瀬地 先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点工及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 15' 39" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点工 N 32° 15' 45" E 130° 12' 36"</p>	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第4 号, 鹿 特区魚 第5号 及び鹿 特区魚 第7号 と合わ せて3 77台 49台
鹿 特 区 魚 第 7 号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く) 小割 式養殖業	1月1日 4月1日 から 12 月 31 日	出水郡長 島町獅子 島片側南 長瀬地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点工及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 15' 53" E 130° 12' 35" 点イ N 32° 15' 52" E 130° 12' 29" 点ウ N 32° 15' 59" E 130° 12' 29" 点工 N 32° 15' 59" E 130° 12' 35"</p>	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第4 号, 鹿 特区魚 第5号 及び鹿 特区魚 第6号 と合わ せて3 77台 33台

漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件 いけす (8メートル× 8メートル) の数の 最高限度	関係 地区	
鹿特区 魚第105号 (新設) ねじめ漁協 団体漁業権	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	肝属郡南 大隅町根 占駄竹地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 58" E 130° 44' 30" 点イ N 31° 13' 00" E 130° 44' 10" 点ウ N 31° 12' 55" E 130° 44' 09" 点エ N 31° 12' 53" E 130° 44' 29"	漁具群の 外角に電 燈その他の の照明に による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第9 5号と 合わせ て20 台	肝属郡 南大隅 町根占 川北, 根 占川南, 根 占山本, 根 占辺田及 び根占横別 府
鹿特区 魚第106号 (新設) ねじめ漁協 団体漁業権	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 56" E 130° 44' 58" 点イ N 31° 12' 58" E 130° 44' 38" 点ウ N 31° 12' 41" E 130° 44' 36" 点エ N 31° 12' 39" E 130° 44' 56"	漁具群の 外角に電 燈その他の の照明に による漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第9 4号, 鹿特区 魚第9 6号及 び鹿特区 魚第97 号と合 せて1 32台	肝属郡 南大隅 町根占 川北, 根 占川南, 根 占山本, 根 占辺田及 び根占横別 府

サ みりん養殖業

漁 場 番 号	漁 業 の 種 類 個別漁業権 又 は 団体漁業権 の 別	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 地 区
鹿 特 区 み 第 1 号 (新設)	第 1 種 区画漁業 みりん養 殖業	11月1日 から翌年 6月31日	出水郡長 島町獅子 島立石地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを 順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 16" E 130° 14' 57" 点イ N 32° 16' 18" E 130° 15' 03" 点ウ N 32° 16' 18" E 130° 15' 10" 点エ N 32° 16' 15" E 130° 15' 09" 点オ N 32° 16' 16" E 130° 15' 05" 点カ N 32° 16' 14" E 130° 14' 60"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上 1.5m 以上の高 さに設置 しなけれ ばならな い	出水郡 長島町 の旧東 町の地 区	

1 鹿児島海区

(2) 区画漁業

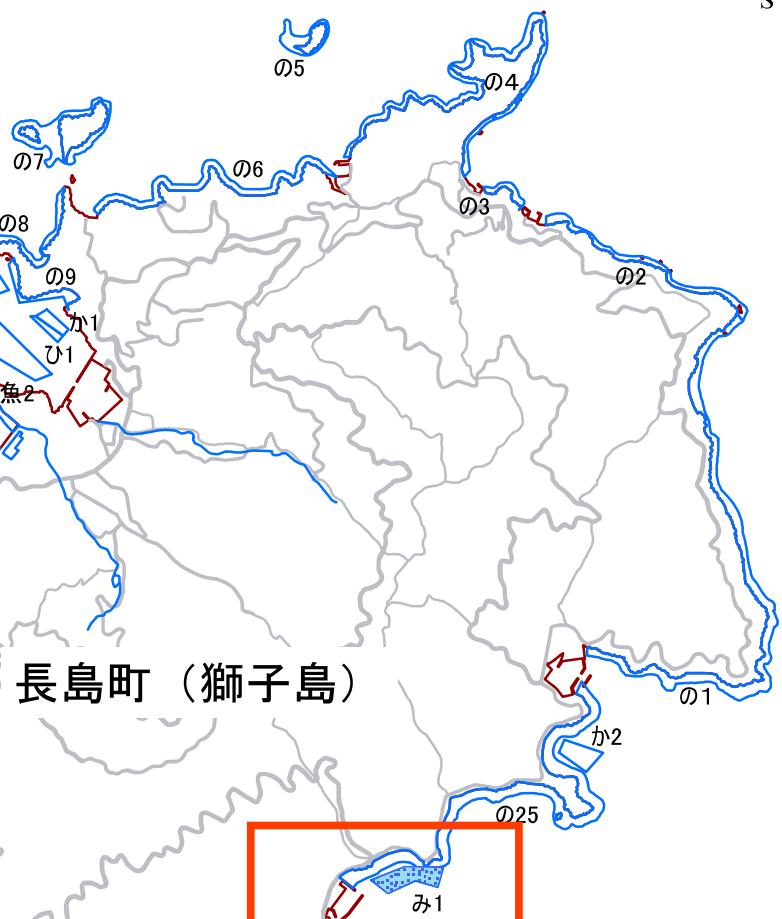
ア 魚類養殖業

漁 場 番 号	漁 業 の 種 類 個別漁業権 又 は 団体漁業権 の 別	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件 いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度	関係 地区	
鹿 特 区 魚 第3号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	出水郡長 島町獅子 島柏栗地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点工, 点才及び点アを 順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 32° 15' 42" E 130° 14' 10" 点イ N 32° 15' 45" E 130° 14' 15" 点ウ N 32° 15' 44" E 130° 14' 20" 点工 N 32° 15' 40" E 130° 14' 21" 点才 N 32° 15' 37" E 130° 14' 17"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	4台 10台 (但し、 4月1 日から 12月3 1日の 間は4 台)	出水郡 長島町の 旧東町の 地区
鹿 特 区 魚 第4号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	出水郡長 島町獅子 島幣串前 島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点工及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 00" E 130° 13' 52" 点イ N 32° 15' 14" E 130° 14' 03" 点ウ N 32° 15' 30" E 130° 13' 37" 点工 N 32° 15' 18" E 130° 13' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第5号、鹿 特区魚 第6号及び鹿 特区魚 第7号と合 せて3 77台 371台 (但し、 4月1 日から 12月3 1日の 間は2 48台)	出水 郡長島 町の旧 東町の 地区

漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件 いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度	関係地区
鹿特区魚第95号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町根占川南瀬脇北部地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 59" E 130° 45' 08" 点イ N 31° 13' 02" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 56" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 53" E 130° 45' 05"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿特区魚第105号と合わせて20台
鹿特区魚第96号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町根占川南瀬脇地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 51" E 130° 44' 59" 点イ N 31° 12' 53" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 40" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 38" E 130° 44' 58"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿特区魚第94号, 鹿特区魚第97号及び鹿特区魚第94号と合わせて132台 鹿特区魚第94号と合わせて36台
鹿特区魚第97号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町根占川南瀬脇南部地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 33" E 130° 44' 57" 点イ N 31° 12' 34" E 130° 44' 35" 点ウ N 31° 12' 05" E 130° 44' 33" 点エ N 31° 12' 03" E 130° 44' 55"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿特区魚第94号, 鹿特区魚第96号及び鹿特区魚第94号と合わせて132台 90台

漁業権連絡図（区画漁業権）

鹿児島海区



長島町（獅子島）

鹿特区み第1号（東町漁協）_新漁場
みりん類養殖の新規免許

魚7

魚6
わ1

魚5

魚4

魚3

魚2

魚1

魚0

魚-1

魚-2

魚-3

魚-4

魚-5

魚-6

魚-7

魚-8

魚-9

魚-10

魚-11

魚-12

魚-13

魚-14

魚-15

魚-16

魚-17

魚-18

魚-19

魚-20

魚-21

魚-22

魚-23

魚-24

魚-25

魚-26

魚-27

魚-28

魚-29

魚-30

魚-31

魚-32

魚-33

魚-34

魚-35

魚-36

魚-37

魚-38

魚-39

魚-40

魚-41

魚-42

魚-43

魚-44

魚-45

魚-46

魚-47

魚-48

魚-49

魚-50

魚-51

魚-52

魚-53

魚-54

魚-55

魚-56

魚-57

魚-58

魚-59

魚-60

魚-61

魚-62

魚-63

魚-64

魚-65

魚-66

魚-67

魚-68

魚-69

魚-70

魚-71

魚-72

魚-73

魚-74

魚-75

魚-76

魚-77

魚-78

魚-79

魚-80

魚-81

魚-82

魚-83

魚-84

魚-85

魚-86

魚-87

魚-88

魚-89

魚-90

魚-91

魚-92

魚-93

魚-94

魚-95

魚-96

魚-97

魚-98

魚-99

魚-100

魚-101

魚-102

魚-103

魚-104

魚-105

魚-106

魚-107

魚-108

魚-109

魚-110

魚-111

魚-112

魚-113

魚-114

魚-115

魚-116

魚-117

魚-118

魚-119

魚-120

魚-121

魚-122

魚-123

魚-124

魚-125

魚-126

魚-127

魚-128

魚-129

魚-130

魚-131

魚-132

魚-133

魚-134

魚-135

魚-136

魚-137

魚-138

魚-139

魚-140

魚-141

魚-142

魚-143

魚-144

魚-145

魚-146

魚-147

魚-148

魚-149

魚-150

魚-151

魚-152

魚-153

魚-154

魚-155

魚-156

魚-157

魚-158

魚-159

魚-160

魚-161

魚-162

魚-163

魚-164

魚-165

魚-166

魚-167

魚-168

魚-169

魚-170

魚-171

魚-172

魚-173

魚-174

魚-175

魚-176

魚-177

魚-178

魚-179

魚-180

魚-181

魚-182

魚-183

魚-184

魚-185

魚-186

魚-187

魚-188

魚-189

魚-190

魚-191

魚-192

魚-193

魚-194

魚-195

魚-196

魚-197

魚-198

魚-199

魚-200

魚-201

魚-202

魚-203

魚-204

魚-205

魚-206

魚-207

魚-208

魚-209

魚-210

魚-211

魚-212

魚-213

魚-214

魚-215

魚-216

魚-217

魚-218

魚-219

魚-220

魚-221

魚-222

魚-223

魚-224

魚-225

魚-226

魚-227

魚-228

魚-229

魚-230

魚-231

魚-232

魚-233

魚-234

魚-235

魚-236

魚-237

魚-238

魚-239

魚-240

魚-241

魚-242

魚-243

魚-244

魚-245

魚-246

魚-247

魚-248

魚-249

魚-250

魚-251

魚-252

魚-253

魚-254

魚-255

魚-256

魚-257

魚-258

魚-259

魚-260

魚-261

魚-262

魚-263

魚-264

魚-265

魚-266

魚-267

魚-268

魚-269

魚-270

漁業権連絡図（区画漁業権）



※ 変更箇所は色付部

○漁業法（昭和二十四年 法律第二百六十七号） (抜粋)

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

(漁業権の分割又は変更)

第七十六条 漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁場計画又は内水面漁場計画に適合するものでなければ、前項の免許をしてはならない。

3 第一項の場合においては、第七十条及び第七十一条の規定を準用する。

(漁業権の条件)

第八十六条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。

2 前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

3・4 (略)

漁業法逐条解説 (抜粋)

第八十六条

2 第2項

都道府県知事が漁業権に条件を付けようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ（第2項）。

免許後の事情の変化により、いったん付けた条件を変更することについては、明文の規定はないが、これが新たな条件の付加とみなせる場合は、海区漁業調整委員会の意見を聞くべきである。また、条件の廃止とみなせる場合には、行政行為の附款という条件の法的性質を踏まえ、明文の規定はなくとも都道府県知事はこれを行えると解されるが、第2項や第4項との規定の関係上、海区漁業調整委員会の意見を聞くことが望ましい。

○漁業法（昭和二十四年 法律第二百六十七号）（続き）

（免許についての適格性）

第七十二条（略）

2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

一（略）

二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。）その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

3 前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

4～8（略）

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抜粋）

（特別決議事項）

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一～三の二（略）

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六（略）